金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百四十六号**

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

**第一条**　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の四の四」を「第三十三条の四の五」に改める。

第一条の四第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「（同項第十九号）」を「並びに新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）及び投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券（以下「新投資口予約権証券等」という。）（法第二条第一項第十九号」に、「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「及び新株予約権証券」を「、新株予約権証券及び新投資口予約権証券」に改め、同号ロ中「（新株予約権証券」の下に「及び新投資口予約権証券」を加え、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第一条の七各号列記以外の部分及び第二号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ(1)中「及び新株予約権証券」を「、新株予約権証券及び新投資口予約権証券」に改め、同号ロ(2)中「（新株予約権証券」の下に「及び新投資口予約権証券」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改める。

第一条の七の四第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「及び新株予約権証券」を「、新株予約権証券及び新投資口予約権証券」に改め、同号ロ中「（新株予約権証券」の下に「及び新投資口予約権証券」を加え、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第一条の八の四各号列記以外の部分及び第三号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ(1)中「及び新株予約権証券」を「、新株予約権証券及び新投資口予約権証券」に改め、同号ロ(2)中「（新株予約権証券」の下に「及び新投資口予約権証券」を加え、同号ハ及び同条第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第二条の十二の三第一号から第三号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同条第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「第三十三条の四の四第二項第二号」を「第三十三条の四の五第二項第二号」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同条第八号中「同号に掲げる投資法人債券の性質を有するもの」を「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第九号中「すべての要件に該当すること」を「全ての要件に該当すること」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、「類する証券」の下に「並びに新投資口予約権証券等」を加え、同条第十号中「すべて」を「全て」に改める。

第二条の十二の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第四号ロ中「投資証券等」の下に「又は新投資口予約権証券等」を加える。

第四条の二の五第三項の表第六条の項、第四条の二の六第一項の表第九条第一項の項、同条第二項の表第六条の項、第四条の二の七第二項の表第六条の項、第四条の二の八第一項の表第九条第一項の項、同条第二項の表第六条の項、第四条の二の十第五項の表第九条第一項の項及び同条第七項の表第六条の項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第四条の三第二項第四号中「株券」の下に「又は投資証券」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「規定する株券」の下に「又は第一号若しくは第二号に掲げる投資証券」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号中「株券」の下に「又は投資証券」を加え、「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「規定する株券」の下に「又は前二号に掲げる投資証券」を加え、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　金融商品取引所に上場されている投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券をいう。以下この項において同じ。）

二　店頭売買有価証券に該当する投資証券

第四条の三に次の三項を加える。

3　法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める機関の決定は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議とする。

4　法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める会議は、前項の決議があつた役員会とする。

5　法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める日は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項第四号に掲げる期間の満了する日とする。

第四条の六の表法第九条第一項の項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第四条の九の表法第二十四条第十項の項の前に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 法第十三条第一項 | 新株予約権証券 | 新投資口予約権証券 |
| | 会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て | 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当て |
| 法第二十三条の三第一項 | 新株予約権証券 | 新投資口予約権証券 |
| | 新株予約権の | 新投資口予約権の |

第六条第一項第三号中「投資証券等」の下に「及び新投資口予約権証券等」を加える。

第六条の二第一項第六号中「第二条第二十三項」を「第二条第二十五項」に改め、同項第七号中「すべて」を「全て」に改める。

第九条の二に次の一号を加える。

六　新投資口予約権証券等

第十二条第八号中「又は」を「若しくは」に改め、「請求」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求」を加える。

第十三条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。）」の下に「又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対する新投資口予約権（同条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。第十四条第一項第一号ワにおいて同じ。）の割当て」を加える。

第十四条第一項第一号ワ中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。）」の下に「又は新投資口予約権の割当て」を加え、同項第三号チ及びリ中「すべて」を「全て」に改める。

第十四条の三の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十七条の二十二の二第一項第一号に規定する政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定とする。